

## 会 議 録

会 議 名	平成28年度 第1回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成28年5月25日(水) 午後6:30～午後8:10
開催場所	丸亀市役所 本館2階 第3会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>麻谷 恵佑、天野 裕子、荒木 雅夫、久保田 英俊、高木 明美、土山 博剛、西谷 清美、山内 一輝</p> <p>(欠席委員)</p> <p>石本 千紘、香川 脩、鹿子嶋 仁、佐藤 隆繁、長尾 隼人、山下 功太郎 (敬称略・五十音順)</p> <p>(事務局)</p> <p>市長公室長 山田 理恵子 (政策課) 課長 山地 幸夫、副課長 富士川 貴、担当長 志村 芳隆、主任 宇野 大志郎</p>
議 題	<p>(1) 自治基本条例の検証について</p> <p>(2) その他</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
山地課長	<p>ただいまより、自治推進委員会を開催いたします。</p> <p>(人事異動に伴う事務局職員の紹介)</p>
山田市長公室長	<p>この自治推進委員会は、丸亀市の憲法と言われる自治基本条例について、ご審議いただく本当に大事な会議だと思えます。今回、見直しの年という節目の年で、その理念に基づく丸亀市総合計画の準備の年でもあります。皆様にはいろいろご意見を賜らなければいけない年でもありますので、よろしくご意見申し上げます。</p>
山地課長	<p>(資料の確認)</p> <p>本日は会長が、ご欠席となっています。ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第6条及び第7条の規定により、高木副会長にお願いします。</p>
高木副会長	<p>急遽、私のほうで議事を務めさせていただきます。よろしくご意見申し上げます。</p> <p>本日の会議について、丸亀市附属機関設置条例別表に「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されております。現在、委員総数14名中8名の出席ですので、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>本日の議事は、(1)「自治基本条例の検証について」、(2)「その他」でございます。</p> <p>(1)「自治基本条例の検証について」の、これまでの経緯では、条例施行後5年ごとの見直しが必要であることから、本年10月までに条例の検証をして、以後、報告書としてまとめて市長に提出すること。その検証の方法として、平成22～23年時の検証</p>

	<p>と同手法で、「逐条による検証」(3回に分けて)と「市民アンケート結果による検証」をすること。「逐条による検証」は、前回、手始めとして委員の皆様、第7章「市民参画及び協働」の部分のワークシートを作成してもらい、事務局に提出いただいたところです。</p> <p>お手元にその資料「回答をまとめたもの」もございますので、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
志村	(資料①「市民アンケート」、資料②「条文・運用検証のワークシート(回答)」の説明)
高木副会長	市民アンケートの実施及び皆さんからのワークシート回答結果について、特に意見がありましたら、発言をお願いします。
久保田委員	「条文の運用・検証のワークシート」で、委員の皆さん方からいろいろな意見が出ていますが、これをどのような形で整理をしていくのか、その手順を説明していただけますか。
志村	条文の中で「改善」や「改正」の意見が多くあったもの、今回の例では、17条や18条のように3人以上の方から「改善」とされているものをピックアップし、その条文について、運用面での改善内容の意見を参考にしながら、「こういう改善をしたらどうか」などの内容で提言書としてまとめていきたいと考えています。その他にも、会議の中で、皆さんからいただいたご意見も参考にさせていただきたいと思います。
高木副会長	提言書案ができ上がった場合には、この会に諮るようになりますか。
志村	提言書案という形で一度まとめて、皆さんに見ていただきたいと思います。
山地課長	スケジュールの中でもお示していますが、提言書を11月ぐらいに市長へ提出します。また、条例改正の有無は別にして、議会にも報告をしております。皆様方からの提言につきましては、市としては受けとめて、今後に生かしていきたいと考えています。
高木副会長	今の段階では、17条や18条のように「改善」や「改正」で、多く意見が出ているものや、また会議の中で委員の皆さんからも上がってきたものを提言書の中でまとめていきたいということですので、ご意見がありましたらお願いします。
天野委員	最後の21条のところで、「自治推進委員に島しょ部の委員が見られなかった」とありますが、これはなるほどと感じました。島しょ部の委員がいらっしゃる審議会もありますが、ほとんどが学校区単位の審議会だと思います。
志村	島が関係するような審議会等で、島しょ部の委員が入っている委員会もあります。島しょ部の委員の方が審議会に出席しにくい、そういう事情はどうしてもありまして、委

	員の選定に苦慮しているところはあります。
久保田委員	やはり誰もが参加しやすい審議会になるよう目指す必要性はあると思います。日中に会議をすれば、島しょ部の方も出席してくれますので、どのような時間帯にするかという改善は必要です。
山地課長	島しょ部の委員については、本当にごもつともだと思います。このような委員会では大体、公共的団体の方とか、学識経験者の方などに来ていただいています、確かに位置的な部分や開催時間で難しい面はあると思います。
天野委員	今回のアンケートは、前回対象となった人は省いてしたんでしょうか。それとも全然関係なく、ランダムに選ばれたのですか。
志村	前回の対象の方も含めて、全くのランダムで選んでいます。2回目の方もいるかもしれません。
山地課長	アンケートの回答は、本日時点で約950件返ってきています、もう少し数が増えるものと思われます。前回は1,070件なので、少し足りていませんが、大体1,000件以上には考えています。
天野	自治基本条例を知ってもらうには、前の人と違う人のところに行ったほうがいいかなという気もしたんですけども、そんなには重なっていないと思いますが。
富士川副課長	前日もランダムで選んでいまして、情報センターから、紙ベースのラベルの状態です。それで出しますので、データは手元に残っていません。どの人に出したという個人的な情報というのは一切残っていませんので、その辺の追跡は難しいところがあります。
荒木委員	この17条の「運用の改善」で、これは若い人が意見を出していると思うけど、「パブリックコメントで市民から得られる意見の数」や「アンケート調査での回答者の年齢と割合」との意見がある。その改善案として、「年齢区分ごとに対象者の人数を定めて広い年代の意見を求めるようにする」とある。今のアンケートのとり方の1つでもある。それだけの層から、それがとれると思うし、若い人の意見を聞けると思う。
高木副会長	他に、ご意見はないですか。今回のように、17条や18条で「運用の改善」の意見が多いので、パブリックコメントに対する運用とか、公募委員をどのように募集するかということに対しての提言書となるということでもいいですか。
志村	そうです。また、今後、皆さん方において、もう少し条例を読み込んでいく中で、さらに意見があったら、また出していただいても結構です。

高木副会長	これから 11 月までの提言書提出までの間、さらにご意見があれば出していただいでということで進めていければと思います。今の時点では他に何かご意見はないでしょうか。続きまして、「逐条による検証」の第 2 回目として、条例の「前文から第 6 章まで」の検証について、事務局から、資料の③から⑤までの説明をお願いします。
志村	(資料③「条文検証ワークシート」、資料④「自治基本条例の取組状況」、資料⑤「参考資料」の説明)
高木副会長	ありがとうございます。資料③のワークシートは 6 月 22 日までに提出するという事です。その記入に当たって、資料④が条文に基づく取組事例で、資料⑤が、さらにその取組による条例や参考資料となるもので、それを参考に資料③のワークシートを仕上げていくということになります。資料③を出すに当たって、聞いておきたいことやご意見がありましたら、お願いします。
久保田委員	第 2 条の市民の定義ですが、「市内に住み、働き、学ぶ者及び市内において事業または活動を行う法人その他の団体」となっていますが、今、外国の人とか、いろいろな方が丸亀市内で働いて、市内に住んでおられますが、このような方はどのような位置づけになりますか。
富士川副課長	逐条解説にも載っていますが、住民というのは、地方自治法の 10 条で規定されていて、市に住所を有する人です。市民課で外国人登録ができますので、在住の方が外国人登録をしていましたら市民ということになります。
久保田委員	私のところで、しおや保育所を運営していますが、そこで市民であるにもかかわらず、いろいろな書類での手続をするときに、例えばスペイン語、中国語の方もいて、すごく苦労している現実があります。それは、我々も苦労しますが、逆に外国の方も、もっと苦労されていると思います。ここに書き込めるかどうかはわかりませんが、そういう位置づけについてお聞きしました。
天野委員	第 11 条で各種職員研修の実施とありますが、一般研修、特別研修、派遣研修の内容はどのようなものですか。
山地課長	まず、一般研修は、例えば担当長や課長という職に応じた階層別研修を県全体で実施しておりまして、その階層に応じて必要な知識等の研修を昇格に合わせてしています。特別研修は、基本的にその課において専門的に必要な知識とか、あるいは課題が生じて、それに対する問題解決が必要な場合に実施しているものです。派遣研修は、主に研修所へ派遣するものです。
天野委員	市民からの意見の中で、職員の対応が悪かったというのがあるので、そういうものも

	<p>研修に含まれるのかどうか、また以前、職員の方が自治基本条例を勉強しているかという話題も出たと思いますが、その研修が入っているのかなと思ってお聞きしました。</p>
山地課長	<p>階層別研修、例えば新規採用時の研修の中で、応対などの研修が組み込まれております他、窓口職員を対象にした研修もあります。もっと研修に派遣できたらいいのですが、通常業務をしながらとなりますので、できる限り職員研修に行かせておりますが、至らない部分がありましたら、上司からの指導というのも研修の一つですので、市民の方から連絡等がありましたら、それは日常的に心がけていかなければならないと思っております。</p>
荒木委員	<p>資料「情報公開コーナー文書一覧」の中で、防災に絡んで丸亀市国民保護計画があるが、これはどういう情報なのか。</p>
富士川副課長	<p>例えば他国がミサイルを打つという非常事態になったときに、国として、各地方自治体も国民を守るためにこういう行動をなささいということを決めていて、自治体もそれに応じて計画を立てる必要があるのでは、本市でも保護計画をつくっています。</p>
久保田委員	<p>第8条「議員の責務」で、議会報告会の開催が、平成25年は4カ所、26年は6カ所、27年は2カ所と回数が減っていますが、これはどんな形で開催していて、島でも開催したことがありますか。ワークシートの運用部分で書く必要があるのかなと思います。</p>
山田公室長	<p>島では開催されていません。これは、議会の取組を広く住民、市民の方に知ってもらうということで、議員が議会改革の中で取り組まれた報告会です。私も2、3回、出席をしましたが、例えば旧丸亀と飯山・綾歌での同日同時間に開催して、議員が手分けしてする方法ですとか、日を変えて、委員会の代表が報告をする方法でされています。広報やチラシなどの配布はしていますが、市民に十分浸透していないこともあります。当初、人数が少ないかなと思いましたが、議員の皆さんも次回に向けて、これではいけないと、個人的にもお声がけされて、ある程度出席者がいたと思います。</p>
天野委員	<p>私も参加したことがあります、たくさんの方が参加されて活発な意見が出ている印象を受けました。</p>
山田公室長	<p>議員の皆さんも、それらの手法を検討なさっているのでは、ワークシートで取組のご意見をいただいたら、議会にも参考にお示ししたいと思います。</p>
土山委員	<p>参考資料の「市民の意見分析報告」で、データ集計がされていて、「道路」というキーワードが、多くの地区からも出ていて、皆さん関心を持たれているのかなと思うのですが、具体的にどんな意見があったのですか。</p>
志村	<p>路面の状況が悪くなったとか、穴が開いて陥没しているとか、そういったものが数多</p>

富士川副課長	<p>く寄せられて、結果として突出しているのではないかと思います。</p> <p>非常に身近なものでして、今言ったような故障でありますとか、子供の通学路のところが狭くて危ないとか、そこを広げられないとか、そういったようなことも多く聞くものではありません。</p>
土山委員	<p>丸亀市に異動してきて3、4年になり、気にはなっていたのですが、子供の通学経路の中で、ふたがされていない側溝がたくさんあります。うちの子供も突っ込んでしまって、けがをしたりとか、学校の子供たちも、そこにはまってしまったりとかいうことをよく耳にするので、こういう意見がたくさん上がっていることと、私が感じたものとデータが一致していたので、具体的にどんなものかなと気になったところです。</p> <p>そうした身近なところの意見というのは、去年のパブリックコメントの件数でも、身近に感じる要素については件数が上がっていると思います。パブリックコメントの目的が件数を上げることなのか、そうでないのかというのは、それによって、手法が変わってくると思いますが、そういう意見が多く上がっている部分についての公開や、意見の抽出などを取り入れると多分、件数というのは自然と上がってくると思います。</p> <p>パブリックコメントの仕組み自体は、しっかりできているのかなという気はしますが、ただ広報の手段を投じているけれども、結果的に身近に感じるものが件数として上がっているので、市民の方はそういったところに関心を持って見ているのかなと思います。そういうところに注視すると少し変わってくるのかなと感じました。</p>
富士川副課長	<p>ありがとうございます。実際、パブリックコメントは何度も行っていますけれども、案件によっては、多大な意見が寄せられるケースもございます。やはり、その案件については、市民の方が身近に感じられているからだと思います。</p> <p>それから、市も多くの多様な意見を頂戴したいということでパブリックコメントをしますので、出す案件がいかに身近に感じられるのか、身近なものと理解していただけるのか、そういったことが重要なのかなと、今のご意見をいただいて感じましたので、またそのように考えていきたいなと思います。</p>
高木副会長	<p>「市民と市長の談話室」や「市民相談室の設置」というのは、最近始めたものですがけれども、新たにできてよかった点、改善された点があったら教えていただきたいというのと、地域担当職員の設置は1年経過して、どのような内容で実施されているのかというのを教えていただきたいと思います。</p>
山地課長	<p>ちょうど事務局に地域担当職員が2名おりますので、活動状況を説明します。</p>
富士川副課長	<p>地域担当職員につきまして、現在、各コミュニティにまちづくり担当と防災担当、保健担当の3名ずつが派遣されております。</p> <p>私は、郡家地区のまちづくり担当をさせていただいていまして、ちょうど荒木委員もいらっしやって、非常にお世話になっています。今は、毎月の役員会に出席させていた</p>

	<p>だいていまして、コミュニティの組織で、どういった方がどういうふうに努力され、頑張っておられるから、コミュニティ組織がこのように回っているということを、一職員として非常に勉強させていただいています。そういう理解というのは他の職員にも広がっていくべきですし、コミュニティと協働して何かをなし遂げようと市で打ち出している以上、現場で知ることができる非常にいい機会と捉えております。</p> <p>ただ、私自身がコミュニティに対してどれだけ役に立っているかということを考えると、自分自身ではもっと努力が必要かなと思いますし、これからコミュニティと一緒に頑張っていこうとする前提としての勉強をさせていただいているなと感じております。</p>
宇野	<p>私も川西地区でまちづくり担当をさせていただいていますが、ふだんの業務では市民の方と接する機会が少ないのですが、地域に入って行って、顔が見える中で、毎月やりとりを行っていくことで、得られるものがあると感じています。それを今後、我々がいろいろな施策をしていくときに、取り入れていくことができればと感じています。</p>
荒木委員	<p>それは、私も感心しています。今、富士川さんが言っていたけど、役員会に市役所の人が来てくれて聞いてくれているということに対して、今までと違った前向きな雰囲気があります。市役所の人も勉強にもなるし、コミュニティもそれで一つ勉強になって、それで身近に感じるようになった。相談事があるから行くというのが役所だというのが、我々の考え方でしたが、そういう意味では、お互いが身近になって、いいことだと思います。</p> <p>ただ、ちょっと気に入らなかったのは、せっかくきれいなコミュニティセンターを建てて、そこを中心に地域づくりをしていくという方向だったら、コミュニティバスもそこを通れないかなと思う。バスが通ったら遠方の高齢者は来やすい。それは方針だから仕方がないと思うけど、垂水の例もあるし、もう少し身近になったらいいなというのが我々の意見です。</p>
天野委員	<p>地域担当職員は、その地域に住んでいる市職員がコミュニティに携わるのでしょうか。</p>
富士川副課長	<p>現状では、防災担当については、災害が起きて、避難所が設置されたときにすぐ駆けつける、そういう意味がありますので、その地域の人ということで配置しています。まちづくりと保健担当の場合は、その地域の人もいれば、別のところから行っているケースもあります。</p>
山地課長	<p>続いて、市民相談室の関係ですが、詳しくはお答えできませんが、参考資料に「市政への反映度」ということで、市民相談があった場合等にどういった対応をしていくかという部分は、件数では載っております。私ども、担当課の中でも市長から直接、我々のほうにも指示が出てくることもございます。この中でも、確かに重要度もありまして、予算の関係上、すぐに対応できない場合がありますが、市としましては、基本的にはできるものはしていくという考えです。ただ、難しい場合はございまして、今できなくても、</p>

	<p>将来できる課題として考えていくとか、そういう指示は出ておりますので、そういう風土としては変わってきているのかなという気はしております。</p>
富士川副課長	<p>市民相談室は、専門部署として、ここで集約して相談をお受けするという部署です。今までは各課で相談を受けて、それを解決して、それで終わりでしたが、こういう形で集約、分析して、どういう相談が多いのか、どんなことに困っているのかを集計できるようになったのは、非常に大きなことで、今後の計画等をつくっていく上で、きっと生かしていけるものであると考えております。</p>
天野委員	<p>市民相談室の相談員の人は、市の職員ですか。専門の相談は常時開催していますか。</p>
富士川副課長	<p>交通相談や法律相談などの専門相談は、相談員に来ていただいています。市の行政に関する相談は、市職員が直接受けています。交通相談は警察のOBによる対応で常時していますが、法律相談は開催日が決まっています。</p>
山田公室長	<p>市民相談室には市職員が配置されていますが、そこで、市民のご意見、苦情対応の問題点をお聞きして、担当課での対応をしていきます。千差万別の相談や苦情がありますが、例えば道路でしたら、穴があいているとか、カーブミラーが壊れているとか、そういう相談を受ければ、すぐ担当課につないで、担当課が現場を見に行くといったパイプ役のようなものもあります。市民の方にとっては、市のどこへ行けばいいのか分からない内容もありますから、そんなときに市民相談室の職員がお聞きして、解決に結びつけるということをしています。先ほど申しましたように、相談を集約することで、特に地域の特徴がわかります。どの地区の方たちがどういったことに興味があるのか、地域ごとの施策には大変参考になるかと思えます。</p>
天野委員	<p>分析ができると対策もできるわけですね。</p>
荒木委員	<p>市民相談室ができて、相談窓口としてワンクッション置いただけで、あそこへ行ったら丁寧に教えてくれて、そこから担当に連絡してくれて、市民はものすごく助かっています。今までなかったから、非常に便利になりました。</p>
天野委員	<p>まず聞いてくれたりしたら違いますね。</p>
荒木委員	<p>それは対応の仕方として、市民にはものすごくプラスになっている。できるのが遅かったぐらいです。</p>
西谷委員	<p>質問ではないですが、自治という面で、情報公開というのはすごく大事な関連があって、この市が保有する情報というのは、どのくらいのところまでを指しているのかが気になります。天野委員がおっしゃっていた研修ですが、一般研修、特別研修というのは、私たちには一般と特別の意味がわからなくて、どういう研修をされた職員の方がどんな</p>

	<p>力を発揮されているのかとか、どういう研修を受けた人たちがいて、こういうことにその力を使われているとか、そういう情報があれば、その分野に関心のある方たちがそこに声もかけてくれるでしょうし、情報公開というのはすごく大事だなと思います。</p>
荒木委員	<p>情報公開で私も経験したのですが、第三者がどんな意味か知らないけれども、私の戸籍謄本を取得してしまして、そうすると市役所の市民課から、戸籍謄本をとりましたよという通知が来る。誰がとったのかと役所に聞いたら、第三者がきちんと書類を持ってきて、とって帰りましたと。その第三者が誰かは教えてくれませんでした。情報公開では、そのようなこともあります。</p>
富士川副課長	<p>西谷委員がおっしゃったように、情報公開ということで市民の知る権利を保障するというのは、まさに民主主義の根幹であり、自治の基本でありますので、基本的には、市の持っている情報に対しては見る権利があると思います。</p> <p>ただ、荒木委員のおっしゃったような個人情報の保護でありますとか、そういった大多数の利益のほうが優先されるというケースもあると思いますので、そことの比較衡量だとは思いますが、基本としては、市民の方に情報を公開して、見る権利というものがあるというスタンスでは臨むべきだなと考えております。</p>
麻谷委員	<p>今回、第7章部分の意見について記入しましたが、この条文以外に関する意見があれば、それはまた今後、載せていただけるのですか。</p>
志村	<p>今回出していただいた意見の中には、条文以外に関する意見もありましたので、それについては、回答をまとめた資料②の最後のページに「その他の意見」として記載しています。この内容は、最終的に提言書の中の資料編で、このままの形で載せていきます。</p> <p>また、今後、追加の意見がありましたら、出していただいて結構ですので、そちらについても、提言書に掲載していきたいと思っております。</p>
高木副会長	<p>他に意見や質問はないでしょうか。そうしましたら、本日の議題は以上ですが、その他、事務局より何かありましたら、お願いします。</p>
志村	<p>繰り返しになりますけれども、こちらのワークシートは6月22日までにお出しいただければと思います。</p>
高木副会長	<p>以上をもちまして、本日の委員会は終了します。ご協力、ありがとうございました。 (会議終了)</p>